予算決算及び会計令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十八号

予算決算及び会計令の一部を改正する政令

内閣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第一条第一項並びに第二十九条の三第二項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第七十条中「当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

一　当該契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

第七十一条第一項第一号中「若しくは製造を粗雑にし」を「、製造その他の役務を粗雑に行い」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

第九十九条第十六号中「、農業協同組合連合会又は慈善のため設立した救済施設」を「又は農業協同組合連合会」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十六の二　慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。

附則第十条を次のように改める。

第十条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第七十条及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二条第二項の規定により平成二十四年度から平成二十七年度までの各年度の翌年度の四月一日以後発行される公債に係る収入であつて当該各年度所属の歳入とされるものについては、第七条第一項本文の規定にかかわらず、日本銀行において当該各年度所属の歳入金として当該各年度の翌年度の六月三十日まで受け入れることができる。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、附則第十条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の予算決算及び会計令第七十一条第一項の規定は、一般競争に参加しようとする者がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の事実により同項各号のいずれかに該当すると認められるときについて適用し、施行日前の事実によりこの政令による改正前の予算決算及び会計令第七十一条第一項各号のいずれかに該当すると認められる者については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十九号

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条第三項及び第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「同じ。）が」の下に「高等学校定時制課程等（」を加え、「又は」を「若しくは」に、「（次号において「高等学校定時制課程等」という」を「又は専修学校（高等学校の課程に類する課程であつて、夜間その他特別な時間において授業を行うもの又は通信による教育を行うものを置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。）をいう。次号において同じ」に改める。

第三条第三号中「後期課程」の下に「並びに専修学校（高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。次条第一項第三号において同じ。）」を加える。

第四条第一項第三号中「（高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（次項において「新令」という。）第二条第一項の規定は、平成二十五年四月以後の月に係る私立高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条第三項に規定する私立高等学校等をいう。以下同じ。）に在学した期間の計算について適用し、同年三月以前の月に係る私立高等学校等に在学した期間の計算については、なお従前の例による。

3　新令第三条の規定は、平成二十五年四月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

文部科学大臣　下村　博文

内閣総理大臣　安倍　晋三